

参考

法定後見制度の見直しの概要 令和8年1月 法務省民事局

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度					
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている					
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
見直し後の制度	適用範囲の拡大					廃止
対象者の能力	不十分			欠く常況		
制度	補助			選択可		
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則			
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し			
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判		特定補助人を付する処分の審判		
支援を行う者	補助人	補助人		特定補助人		
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権		特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為		